

特殊車両の通行経路の徹底について（お願い）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、協会運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記図の東生石交差点(S)から大分インター東交差点(G)までの間は、地元からの要望により従前から特殊車両は通行禁止とされています。

このような中、当協会でも独自に調査を行ったところ、特殊車両の通行が多数確認されました。

つきましては、特殊車両の通行が許可された区間を通行するよう乗務員へのご周知のほど、よろしくお願いいたします。

